

平成 23 年度

県の施策・予算に関する要望

神奈川県町村会

要望に当たって

町村行政につきましては、日頃から格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新政権民主党は、これまでの地方分権を地域主権と言い換え、地域のことは地域に住む住民が決め、活気に満ちた地域・社会をつくるための「地域主権改革」を断行しようとしています。

政府に地域主権戦略会議を設置し、基礎的自治体重視の観点から、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎的自治体への権限移譲、ひも付き補助金の一括交付金化等を地域主権戦略大綱として閣議決定したことは評価し、大いに期待もするものであります。

真の地方分権のためには、これをいかに具体化するか、またいかに早期に実施するかであり、我々町村も県と共同して国に働きかけるとともに、我々自身の行政改革も一層進める努力が必要と肝に命じております。

地方分権の担い手となる基礎的自治体は、我が国の国土、歴史、文化等の地域事情を考えれば、多様な自治体が存在することが自然な姿であり、またそれぞれが特色ある自立した自治体でなければなりません。

こうしたことから、松沢知事におかれましては、神奈川県における市町村の個性や違いを認め、特に小規模自治体である町村には、自らの創意工夫と責任で自活した行政運営ができるよう、絶大なる支援と、さらなるご尽力下さるようお願い申し上げます。

平成 23 年度の県の施策・予算の立案に当たりましては、こうした町村をめぐる厳しい状況や直面する数多くの課題にご理解をいただき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成 22 年 8 月 27 日

神奈川県知事

松 沢 成 文 様

神奈川県町村会長

間 宮 恒 行

目 次

I 特別要望

神奈川県町村情報システム共同化への支援	1
---------------------	---

II 重点要望

1 地方分権の一層の推進	3
2 防災対策の充実強化	5
3 廃棄物処理対策の推進	7
4 森林等水源環境の保全	9
5 福祉・医療施策の充実	11
6 都市基盤等の整備促進	14
7 防犯対策の強化	18

III 共通要望

1 町村財政基盤の整備	21
2 地域情報化施策の推進	24
3 自然環境の保全及び農林業振興対策の推進	25
4 福祉施策の充実	28
5 保健医療・衛生対策の充実	32
6 都市基盤整備の推進	35
7 教育振興対策の推進	36

IV その他地域要望

1 三浦半島地域	41
2 湘南地域	42
3 足柄上地域	46
4 足柄下地域	51
5 厚木・愛甲地域	54
6 水源地域	56

I 特 別 要 望

I 特 別 要 望

神奈川県町村情報システム共同化への支援

神奈川県町村会は、平成 21 年 2 月総会において、行政情報システムにおける国の法律改正や制度改正に伴う運営改修費が膨大な財政負担になっている現状課題について、真剣な議論を行いました。

その課題を解決するために、県内全 14 町村による行政情報システムの基幹業務電算共同化の可能性について検討に入ることに合意し、1 年以上をかけて調査と研究を重ねてきました。

その結果、神奈川県町村会では、住民記録業務・税業務・福祉業務等の基幹業務及び財務会計等の内部業務の情報システム共同化を全町村により推進することを決定し、現在共同化のための実務作業に入っています。

このような状況をふまえ、神奈川県町村会によるこれらの取組に対し、県が全面的に支援していただくよう次のことを要望します。

- 1 情報システム共同化に向けて、ノウハウの提供等の技術的支援を行うこと。
- 2 情報システム共同化のための基盤整備・環境整備に協力すること。
- 3 情報システム共同化の移行計画達成のための人的支援及び財政的支援をすること。
- 4 情報システム共同化の将来の運用組織の設置について、助言、指導を行い協力すること。
- 5 情報システム共同化及び広域連携について、国及び団体等による支援措置について、情報提供するとともに共同して取り組むこと。
- 6 このような自治体業務の共同化の新しい仕組みについて、小規模自治体にとって活用しやすい広域連携方策を検討すること。

II 重 点 要 望

1 地方分権の一層の推進

政府は、これまでの地方分権推進計画を基に、地域主権戦略大綱から地域主権推進大綱へと地方分権・地域主権の大きな流れを作ろうとしています。

この中長期の地域主権戦略の工程の中で、広域行政を担う県と基礎自治体である市町村が協力・共同して国に対する取組を強化しなければなりません。

旧政権下で行われた三位一体改革は、財政再建の名のもとに、小規模自治体である町村に、極めて厳しい行財政運営を強いることになり、深刻な経済情勢・雇用情勢と相まって、地域を疲弊させ深刻・困難な状況を生み出しました。

こうした中、「地方を大切にする」新政権には期待するものが大きいが、町村がこれまで以上に自立し、主体的な地域づくりを進めるために必要な権限の移譲と安定的な地方税財源を確立するための行財政システムとなるよう真の地方分権を求めるものであります。

よって県は、町村の実情をよく理解し、地方分権の推進と税財源の充実が一層図られるよう、国に働きかけるとともに、共同して行動することを強く要望します。

(1) 地方分権改革の具体化に向けて

「地方ができることは地方が担い、責任を持つ」、「地域のことは地域で考え、地域で決定する」という基本的な考え方を踏まえ、地方分権・地域主権改革をさらに推進すること。

住民に身近な行政に係る事務・権限の移譲について、一層国に強く要望していくとともに、県からの市町村に対する移譲についても取組を強化すること。

(2) 広域自治体としての県の役割発揮

神奈川県は、政令市・中核市・特例市・一般市及び町と村をすべて持つという全国的にも特異な地域である。

これからの中長期的で膨大な行政需要の増加、また相当な財政出動の必要性が見込まれる中、自治体間の連携、または協力が強く求められてくる。

その際に、市町村業務であっても、広域的な調整を図ることが望まれる場合には、積極的に県の役割として調整力を発揮すること。

(3) 地方財政力の強化に向けて

地方分権・地域主権改革を確かなものとし、将来にわたって安定的で持続可能な財政構造となるよう、県は、市町村とともに国に要望し、次の取組を強化すること。

ア 地方税財源の充実

当面、国税と地方税の税源配分を5：5とする目途に、税源移譲の効果が十分に町村に及ぶよう町村の実情を考慮した見直しを行うこと。

また、地方消費税を含む地方税体系の抜本的な改革を行い、地方の自由度や裁量の拡大につながる恒久的な財源の確保を行うこと。

イ 地方交付税改革の推進

地方交付税改革に当たっては、「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及び特別会計借り入れの廃止を実施すること。

特別交付税の対象経費の重点措置により交付税額が減額されているが、交付・不交付にかかわらず財政需要が生じるものであるため、財源保障措置を講ずること。

また、減税補てん債、臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金については、自治体の財源確保努力の成果によって不交付団体になった場合でも、特別交付税等についての十分な対策を講ずること。

ウ 「一括交付金」の導入

国による補助金のひも付き、箇所付けを廃止して、地方自治体が自由に使える「一括交付金」の導入には、できる限り国の関与をはずし、地方の自立を助ける改革とすること。

また、三位一体改革の際のような総額圧縮の効率を優先した考え方を取らず、十分な財源措置とすること。

2 防災対策の充実強化

東海地震や神奈川県西部地震をはじめとする南関東地域直下の地震の切迫性が高まっている中、これらの大規模地震から住民の生命と財産を守り、地域の安全性を高めていくためには、地方自治体が住民と連携しつつ、総合的な地震防災対策と消防力の充実強化を推進していくことが強く求められています。

このため、次の事項について一層の支援強化を図るよう要望します。

(1) 南関東地域直下の地震対策の強化推進

神奈川県西部地域を含めた南関東地域の観測体制及び地震予知研究体制を東海地域と同様に強化、推進するとともに、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛られた具体的対策を着実に推進するよう国へ働きかけること。

(2) 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている市町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置の充実と県の上積助成を要望するとともに、完成時に旧日本道路公団から移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう国及び高速道路株式会社に働きかけること。

(3) 新たな防災整備費補助制度の創設について

本年度に策定された「神奈川県地震防災戦略」の中において、減災のため県が市町村に財政的支援を行うことが明記されたことから、大規模な地震災害が発生した際の災害応急対策に万全を期し、町村民の安心・安全の確保に努めるために、備蓄品及び防災資機材の充実、また災害時における情報伝達の充実・強化をはかるための地域防災無線等の整備を行うにあたり、自治体向けの新たな防災整備費補助制度を創設すること。

(4) 新たな防災力整備費補助制度の創設

これからの中子高齢化や建築物の高層化・高速道路の整備等、社会経済構造の変化により災害の大規模化や多様化、複雑化、また、テロ等の対応など消防を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、町村消防の脆弱化が懸念されるところであり、今後消防力の強化充実を図り住民の安心・安全の確保につとめるために、消防車両の更新や消防水利の設置、消防救急無線のデジタル化等に係る財源の確保に新たな補助制度を創設すること。

(5) 建築年数の古い公的集合住宅の耐震化

昭和40年頃より整備された県住宅供給公社等による公的住宅は相当の年数が経過し、安全・安心のまちづくりの観点から危険であるので、耐震化を早期実施すること。

3 廃棄物処理対策の推進

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっています。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項について国の積極的な対応を働きかけるとともに、県においても一層の取組を強化するよう要望します。

(1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、そのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層強化するよう国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力な指導を働きかけること。

(2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導することを国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるよう国へ働きかけること。

さらに、容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、発生抑制策の実施及び分別収集、選別保管に係る費用負担を事業者の責任として法律に明記するよう国へ働きかけること。

(3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

一般廃棄物処理の広域化に伴う施設の廃止又は改造に際しては、国庫補助金の返還の免除や地方債繰上償還の猶予などの特別措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう、併せて要望すること。

また、ごみ処理広域化を進めるに当たり、国の支援措置の対象外となる施設等の移築や新設等に対しても、財政措置を講ずること。

(4) 不法投棄物撤去等に対する助成の強化

県民の水がめであるダム湖周辺や河川区域内、道路等への不法投棄が数多く発生しており、町村はその撤去や清掃に大きな事業費負担を負っているのが現状である。県では補助制度も創設されているが、町村にとって事業費に対する補助金額が十分でないことから、現行の補助率を見直し、その増額を図ること。

また、不法投棄者の発見、摘発のための警察の取締りを強化するとともに、河川や道路の管理者による不法投棄廃棄物の処理や不法投棄防止用のフェンス設置を推進すること。

さらに、県は、県民に対し水源の大切さをアピールし、美化意識の醸成に積極的に取り組むこと。

4 森林等水源環境の保全

森林は、水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等さまざまな機能を有しており、今、その多面的、公益的機能が注目されています。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に發揮させるため種々の取組を行ってきましたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られています。

未来に向けて、県民の貴重な財産である森林等豊かな自然を守り育っていくため、国の措置を強く働きかけるとともに、県の取組の一層の充実を要望します。

(1) 森林保全整備のための国民的支援策の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として全国森林環境・水源税や環境税を創設・導入するなど、国民的支援の仕組みの構築を国へ働きかけること。

(2) 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、保安林の指定、解除の権限は市町村に移譲するよう森林法の改正も働きかけること。

(3) 水源環境保全・再生市町村交付金の配分等

水源環境保全・再生市町村交付金にあっては、水源地域及び河川の上流域に位置する町村の意向を十分反映し、当該地域へ重点的に配分すること。

特に、ダム集水域に限らず、水源地域及び河川上流域に位置する町村の公共下水道整備や維持管理、合併浄化槽整備への財政支援などについても事業対象とし、また、ダム湖や河川を災害から守るための森林整備など防災対策についても交付金の対象とするよう制度の拡充、見直しを図ること。

さらに、専門知識を有する森林整備における技術的な事務（設計や監督指導など）への支援及び専門知識を有する職員の養成、育成、または、技術職員の派遣など、水源環境・保全再生事業の更なる推進を図るため人的・技術的な支援を行うこと。

(4) 水源林管理道の作業路開設に伴う補助制度の見直し

適切な森林管理を推進する上で、県が実施する協力協約推進事業における水源林管理道の作業路開設について、急峻な山地状況、作業路の耐久性等を考慮した現地の整備事情に見合う補助制度とすること。

(5) 自然歩道等の環境整備の促進

近年の健康志向の高まりの中で、高齢者をはじめとするハイカーの多数が豊かな自然環境を求めて森林とふれあっているが、幅広い年令層に対応できる安全で快適な自然歩道等について早急な整備を進めること。

(6) 森林木材利用の推進

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関し、利用計画を策定するとともに、必要な措置を講ずるよう国に求めるとともに、県として努力すること。

(7) 水源環境負担軽減の取組の強化

かなかわ水源環境保全・再生実行5か年計画では、水源環境負荷軽減への取組として、県内ダム集水域における公共下水道及び合併処理浄化槽の整備促進が事業化されており、水源環境の負荷軽減には、ダム集水域だけでなく、水源林地域を含めた一体の対策を講ずることにより、その効果を一層発揮するものである。

つきましては、公共下水道及び合併処理浄化槽整備の対象地域がダム集水域のみとなっている水源環境保全・再生市町村交付金について、対象地域の水源林地域への拡大を検討すること。

5 福祉・医療施策の充実

少子高齢化社会の急速な進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化しています。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、次の事項について国に積極的な措置を講ずるよう働きかけることを要望します。

(1) 介護保険制度の充実

介護保険料については、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講ずるとともに、介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講ずること。

さらに、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制度とすること。

(2) 少子化対策の充実

少子化に対応するため、子育てにおける親の経済的負担を軽減し、出産後の雇用の確保や保育環境の充実など、安心して出産、子育てができる環境の整備を図ること。

特に、乳幼児医療助成制度は現在町村の負担によって維持されているが、国の制度として創設すること。

(3) 障害者福祉施策の充実

重度障害児者の生活の安定と福祉の向上を図るため、国の制度として重度障害児者医療費助成制度を創設すること。

また、障害者自立支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の経費については、事業拡大に伴う負担増など町村に超過負担が生じないよう、地域の実情に応じた十分な財政措置を講ずること。

さらに、「障害者福祉的就労協力事業所奨励事業」について、県では、国が実施している特定求職者雇用開発助成金の増額等を理由として、平成24年度以降の廃止を予定しているが、特定求職者雇用開発助成金については助成期間が限られている（最長2年間）ことから、障害者の安定した雇用を永続的に確保するため、本奨励事業を継続して実施すること。

(4) 地域保健医療対策の充実

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じ、地域における診療機関が継続できるようにすること。

(5) 医療保険制度の一本化

給付の平等と負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者として、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を早期に実現すること。

特に、市町村単位で運営している国民健康保険については、都道府県単位を軸とした再編、統合の早期実現を図ること。

(6) 市町村国保財政基盤の強化

今後の医療保険制度改革の具体的な推進に当たっては、市町村の意見を十分に尊重するとともに、医療保険制度の一本化が実現されるまでの間、市町村国保の財政状況を改善し、その基盤を強化するため、国庫負担による財政支援措置を拡充すること。

国民健康保険に係る非自発的失業者の軽減措置の実施等に伴うシステムの改修に掛かる経費は、全額国費負担とすること。

(7) 市町村国保が行う特定健康診査・特定保健指導への支援

特定健康診査に要する費用については、政令で定めるものの3分の1に相当する額を国・県がそれぞれ負担することとなっているが、従前の実績額と助成基準額には大きな差が出ており、市町村国保の財政をますます悪化させないよう、特定健康診査の費用について基準額を見直すこと。

また、特定保健指導については、実施費用についての支援がなく、市町村国保財政を圧迫しているので、財政的支援措置を講ずること。

(8) 重度障害者医療費助成制度の充実

重度障害者医療費助成制度については、身体障害者及び知的障害者は対象としているが、精神障害者を対象外としている。

精神科治療は長期間にわたる場合があり、受診者の医療費負担が大きくなり、治療を中断させてしまう原因ともなりかねないことから、継続して正しい治療が受けられるよう、また、身体・知的・精神の3

障害の制度格差を解消するためにも、早期に精神障害者を対象とすること。

(9) 新しい高齢者医療制度改革について

現行の後期高齢者医療制度の創設の経緯と現状を鑑み、国民皆保険制度の受け皿である国民健康保険を将来にわたって堅持するための国の責任を明確にすること。

制度運営の主体は、国か都道府県とし、市町村に運営の負担が及ばないような制度設計とし、さらには、新制度への移行に係るシステム改修等を含め、現場での混乱を避けるための十分な時間と財政措置を講ずること。

(10) 各種予防接種の安定的な財源化

ワクチン予防接種として、子宮頸がん、インフルエンザ感染等、重症感染症や肺炎球菌の感染症など多様なワクチン接種の必要性が課題となっているが、現行の予防接種法では救済されず、各種予防接種のあり方が問われている。

国民に有効な予防接種については、すべて国の責任において、任意接種から定期予防接種化を図るとともに、安定的な財政支援措置とすること。

(11) 妊婦健康診査及び女性特有のがん検診推進事業への財政支援

県民の誰もが安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるために市町村が実施している妊婦健康診査の公費負担について、全14回分において、交付団体、不交付団体にかかわらず全額国庫負担となるよう支援するとともに、県独自の補助制度を創設し、町村の財政負担軽減を図ること。

また、女性特有のがん検診推進事業についても、将来にわたって安定的な財政支援措置とすること。

6 都市基盤等の整備促進

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めていますが、その実現には大きな困難が伴っており、都市部との格差は拡大しています。

このため、県は、こうした町村の取組を支援するため、次の事項の実現を国に働きかけるとともに、県においても積極的な措置を講ずるよう要望します。

(1) 下水道の整備促進

ア 公共下水道の整備促進を図るためにには、今後も更なる事業費の投入が必要となっており、財政基盤の弱い町村では、公共下水道の早期整備における財政的支援は、必要不可欠である。現行の公共下水道事業補助金制度は、補助対象事業費に対し一定の補助率を乗じて補助金額を算出する制度となっているが、普及率の低い町村においては、下水道の早期整備を進めるために補助率の大幅な引上げを図ること。

また、下水道事業に対する社会資本整備総合交付金の配分に当たっては、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意すること。

イ 整備の遅れている町村の下水道整備を促進するため、管渠整備に係る弾力条項の枠の拡大や処理場の建物、設備機器等の整備に係る耐用年数を縮減し、補助対象事業の拡大を図るなど、国庫補助制度を拡充強化すること。

また、各地域における地形上の制約や観光地である等の地域特性を加味した特別な補助について配慮すること。

ウ 下水道事業費については、財源の多くを地方債に求めているが、償還金が年々増加の傾向にあり、本来の整備に充てるべき事業費の確保が困難な状況にあるので、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実を含めた、新たな財政措置を講ずること。

また、公的資金補償金免除による繰上償還期間（臨時特例措置）の延長と公的資金（旧資金運用部資金）の補償金なしでの繰上償還の対象要件を緩和すること。

エ 公営企業債の償還期間においては、下水道施設の耐用年数を加味した期間に延伸し、また、借換債制度については、現在の景気動向を反映させた条件に緩和すること。

また、起債の借換えの基準となっている現行の資本費や使用料単価の緩和及び借換利率の引下げ等、措置内容の拡充について、引き続き国などの関係機関に働きかけすること。

オ 水道・下水道事業における道路掘削許可を受ける際の自費復旧事務費の負担は、事業の財源を国庫補助金及び地方債を主体としている町村にとっては極めて厳しいものとなっているので、免除を含めた見直しを行うこと。

カ 下水汚泥の処理処分について、県内に処分地を確保することが困難な状況にあり、公共下水道事業費補助等のメニューに単独公共下水道事業を行っている自治体の汚泥処理費用に対する項目の追加を行うなど財政支援すること。

(2) 生活交通の確保対策の充実

ア 国の地方バス路線維持対策補助制度を見直し、要件を緩和とともに、乗合バスの需要調整規制の廃止に伴う生活交通の確保対策について一層の税財源措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、県においても、「広域行政圏の中心都市との接続」に関する要件緩和や、距離の短い路線も対象にするなど、国とは違う視点に立った財政支援や法定計画策定時における専門分野の人的支援など総合的な支援を行うこと。

イ JR 御殿場線については、JR 東海の管轄ということで、JR 東日本のスイカや関東地方のパスモが使用できないという沿線住民にとって大変不便な状況にあるので、県としても JR 東海に対し申し入れを行うこと。

その際、この地域の山梨県・静岡県・神奈川県 3 県の一体性を確保するため、共同の申し入れ等を考慮すること。

(3) 海岸の整備促進

ア 酒匂川や相模川等からの流砂の減少に伴い、大磯港西側から二宮海岸にかけての海岸線の浸食は深刻な状況となっているので、安全対策を含めた抜本的な海岸浸食対策を講ずること。

イ 海岸漂着ゴミの多くは河川からの流入ゴミであり、沿岸市町はその清掃に大きな負担を強いられているので、県において財政支援を行うこと。

ウ 相模湾の海岸線には、大きな松が残され、防風、防砂を含む環境保全の役割と相模湾の美しい景観をつくりだす貴重な財産となっているが、松くい虫の被害増大により松の切り倒しを余儀なくされ、年々景観や環境保全のための松は減少しつつある。その対策として、松くい虫被害木の伐倒後地権者の協力を得て松くい虫に強い抵抗性松の植樹協力をしているが、町の負担は増大するばかりである。

このことから松くい虫被害に関する補助単価を見直すとともに、補助率を上げること。

あわせて、松の育成に重要である下草（雑木）刈りの実施についても支援すること。

エ 平成19年台風9号により大磯町から二宮町にかけての西湘海岸が甚大な被害を受け、砂浜が消失している。この砂浜を、国の直轄事業として被災前の状態に限りなく近い状況に砂浜を復元すること。また、砂浜の復元に際しては、漁業関係者の意見を十分反映させ、漁業への悪影響が出ないよう特段の配慮をすること。

(4) 町村部における県道整備枠の確保

県では、平成19年10月に、平成28年度までを計画期間とし、「道路整備計画」及び「道路維持管理計画」により構成される「かながわのみちづくり計画」を新たに策定している。

しかし、「道路整備計画」に位置付けられている「整備推進箇所」(91箇所)及び「事業化検討箇所」(5箇所)については、そのほとんどが市部に集中していることから、今後、町村部における県道整備の遅れが懸念される。

県道については、災害時における緊急交通路・緊急輸送路として指定されている路線も多いことから、都市部間を結ぶ町村部の道路整備も重要であり、県下全域において均衡ある整備が必要であるとともに、公共交通機関が発達している都市部とは異なり、交通移動手段の多くを自家用車等に依存している町村部にあっては、道路整備は最重要課題の一つであり、住民からの整備要望も大変強いものがあることから、「かながわのみちづくり計画」とは別に、町村部を対象とした県道整備枠を設け、取組を推進すること。

(5) 特殊地下壕対策の拡大強化

特殊地下壕は、経年変化によるその危険性が指摘されており、各市町村においてその対策を講ずるにあたり、崩落の危険性の調査から工法選定・対策工事の実施に至るまでには莫大な経費がかかるものと推測される。

戦時中、国土防衛のために築造された地下壕については、国が責任を持ってその対策に積極的に取り組むべきであり、特殊地下壕対策事業について、強力な財政支援措置を講ずること。

7 防犯対策の強化

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途を辿り、住民の安全な生活への不安が深刻化しています。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要があり、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められています。

町村が取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、国に対し次の措置を講ずるよう働きかけるとともに、県の取組の一層の強化を要望します。

(1) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官の更なる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

(2) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、県においても「神奈川県市町村防犯活動拠点設置事業補助金」制度を再び復活するとともに、その補助対象を拡大し、防犯灯、街路照明等の設置を対象とすること。

III 共通要望

共通要望事項一覧

項目	細目	頁
1 町村財政基盤の整備	1 地方税制等の改正について	21
	2 地方債の繰上償還、借換えについて	22
	3 水道企業債に対する財政優遇措置について	22
	4 市町村振興補助金の拡充について	22
	5 県貸付金の要件について	23
2 地域情報化施策の推進	1 地上波放送デジタル化に伴うテレビ共同受信施設事業に対する支援措置について	24
	2 携帯電話電波塔設置の促進について	24
	3 戸籍コンピュータ導入に伴う財源措置について	24
	4 住民基本台帳制度の改正に伴う財政支援について	24
3 自然環境の保全及び農林業振興対策の推進	1 有害鳥獣対策の強化充実について	25
	2 外来生物被害対策に対する支援について	25
	3 ヤマビル駆除対策の強化について	26
	4 河川区域内の草木の除草・伐採及び草刈団体への支援について	26
	5 住宅用太陽光発電導入促進事業補助金の確保について	27
4 福祉施策の充実	1 児童福祉の充実について	28
	2 障害者福祉の充実について	28
	3 介護保険制度の改善について	30
	4 老人クラブ活動等事業（老人クラブ助成事業）の基準緩和について	30
	5 生活保護法による級地のは是正及び制度の見直しについて	31
	6 観光地における国・県設置の公衆トイレへの身体障害者用オストメイト対応装置の設置について	31
5 保健医療・衛生対策の充実	1 地域医療体制の充実について	32
	2 小児医療費助成事業の改善及び国の助成制度の創設について	32
	3 保健・予防事業に対する財政支援について	32
	4 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する国保の国庫負担金減額措置の廃止について	32

項 目	細 目	頁
	5 重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度について 6 予防接種事業に対する財政支援について 7 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について 8 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について 9 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について 10 鉛製水管取換工事費に対する補助制度の創設について	33 33 33 33 34 34
6 都市基盤整備の推進	1 道路の整備促進について 2 河川の整備促進について 3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について 4 海上交通による新たな観光資源開発について 5 公共用地取得対策の制度拡充について	35 35 35 35 35
7 教育振興対策の推進	1 義務教育の水準確保とその財源保障について 2 教育指導体制の強化について 3 少人数学級編制の実現について 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 5 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて 6 幼、小、中学校の安全な環境の確立について 7 社会教育施設（公民館）の整備に対する補助制度の拡充について 8 学校図書館の図書整備の促進について 9 国指定史跡の整備事業等における財政支援について	36 36 36 37 37 37 37 38 38

1 町村財政基盤の整備

1 地方税制等の改正について

(1) 地方税負担の公平性の確保について

町村財政運営の基盤となる地方税について、税負担の公平性等を確保するため、次の項目について国へ働きかけること。

- ア 軽自動車税率の引き上げと課税・徴収事務の省力化について
- イ 固定資産税の非課税等特別措置について
- ウ 土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法について
- エ 郵便事業㈱及び郵便局㈱所有の固定資産税に係る課税について
- オ 個人住民税の課税に係る公平性の確保について
- カ 還付加算金の利率の見直しについて
- キ 個人住民税の現年課税について
- ク 国有資産等所在市町村交付金法8条に基づく算定について

(2) 税務事務に係る支援について

地方税の税務事務は、専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっているため、税務事務の合理化を図るため、次の措置を講じられるよう国へ働きかけること。

また、国の制度改正等による個人住民税システムの改修費及び情報伝達に要するシステムに係る恒久的な経費は、町村の大きな負担となっているため、既存の助成額引き上げ又は新たな補助制度の創設等を国に働きかけるとともに県においても補助制度を創設すること。

- ア 家屋評価の簡素化等について
- イ 建物の表示登記の徹底について
- ウ 制度改正に伴うシステム改修費に対するさらなる適正な財源措置について
- エ 制度改正に伴う個人住民税システム改修費及び運営費等の適正な補助について

(3) 地方税徴収対策の強化について

地方税の徴収率向上は、税務行政の信頼性、税の公平性のためには、緊急かつ重要な課題である。神奈川県においては、町村への短期派遣制度の充実等により徴収強化対策を図っているが、更なる強化対策を図る必要があると考える。よって、専門的知識・経験を有する組織による運営により、不動産の差し押さえ・換価をはじめ、効率的な滞納整理業務を行うことが可能となる広域整理機構の設立すること。

(4) 個人県民税の超過課税について

水源環境保全及び再生事業のための個人県民税超過課税は、平成19年度から23年度までの5ヵ年で実施しているが、超過課税の存続の有無について早期に決定されるとともに、その結果について県民への周知すること。

また、廃止する場合においては、平成23年度中に課税システムの改修が必要となることから、改修経費について予算措置を講じること。

2 地方債の繰上償還、借換えについて

政府資金に係る地方債については、現行の要件は厳しく、特に財政融資及び旧郵政公社資金については、財政力指数による線引きのみならず、実質公債費比率等による要件も伴い、対象となる団体が限られている状況です。実質公債費比率や経常収支比率についても、各団体の行政改革の断行、人件費を始め並々ならぬ経費削減の努力により、抑制を図っているところがあるので、それらの要件緩和について、国への働きかけを要望します。

3 水道企業債に対する財政優遇措置について

水道事業においては、近年の鉛管問題、クリプトスルジウムなどの問題への対応、更には老朽管の布設替えなど、より安全で良質な水道水を将来にわたり安定的に供給できる施設の整備を進めて行く必要があります。しかし、これに要する巨額な資金は、ほとんどを企業債に頼るため、財政面では企業債元利償還金が年々増加して大きな負担となり、経営状況の悪化、ひいては水道料金の値上げを助長することが考えられます。

つきましては、水道事業の財政健全化をより一層図るため、次の措置を講ずるよう引き続き国への働きかけを要望します。

- (1) 政府資金及び公営企業金融公庫資金について、貸付利率の引下げ、償還年限の延長など、発行条件の緩和を図ること。
- (2) 高料金対策借換債の条件を緩和するとともに、政府資金についてもその対象とすること。

4 市町村振興補助金の拡充について

市町村振興メニュー事業補助金については、いまだ町村の活用しやすい制度とはなっていません。財政力の弱い自治体においては、国による補助負担金の削減など、ますます厳しい財政状況が見込まれますので、より一層の制度の改善を図るよう要望します。

- (1) 下限事業費について更なる緩和を行うこと。
- (2) 道路施設・河川施設等について、国庫補助採択事業や交付金対象事業（まちづくり交付金や道整備交付金等）も補助対象とすること。（国の補助金改革により、国庫補助が大幅に削減されている中で、国庫補助採択事業等にあっても充実した財政措置とはなっていない。特に「選択と集中」により都市基盤整備を重点的に行う都市再生整備計画エリアや地域再生計画エリアの道路等整備に特段の配慮をいただきたい。）
- (3) 事業費に対する補助金先付け分の上限枠（2,000万円）を撤廃・増額すること。
- (4) 補助率を引き上げること。特に町村等小規模団体については補助要件を緩和すること。
- (5) 学校施設の整備改修等についても対象とすること。
- (6) メニュー事業のうち、平成12年4月1日から適用除外となっている「防災・消防施設整備事業」について、平成23年度から神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金が廃止されることから、適用除外を解除すること。

5 県貸付金の要件について

県貸付金は、同要綱の取扱要領で「年度内に完了不可能と認められる事業」については、貸付を制限又は行わないと定められています。しかしながら、昨今の公共工事においては、想定外の情勢が起こることもあり、やむなく次年度へ繰越せざるを得ないことがあります。その結果、一般財源で賄うこととなり、財政運営に支障をきたしかねない状況となってしまいます。やむを得ず事業を翌年度へ繰り越す場合においても、通常の起債同様に貸付金の繰越しが可能となるよう要望します。

2 地域情報化施策の推進

1 地上波放送デジタル化に伴うテレビ共同受信施設事業に対する支援措置について

町村の多くの地域では、山間部特有の複雑な地形のためテレビ電波が良好に受信できず、このためテレビ共同受信施設により地上波テレビ放送を受信しており、個別アンテナ受信者の多くも劣悪な環境で受信しています。

平成23年（2011年）の地上波デジタル放送への完全移行に伴い、更にテレビ共同受信施設事業の重要性が増すことと思われます。このため、テレビ共同受信施設のすべてがデジタル化に対応するために想定される設備の更改等に掛かる費用は小規模な事業者の重い負担となることが考えられるとともに、地域特性に適した情報通信基盤整備の一環としての新たな事業の展開も想定されることから、山間部町村等の条件不利地域のテレビ共同受信施設事業に対する直接補助等の十分な支援措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

さらに、生活に必要な情報を提供するテレビ放送をだれもが等しく視聴できるよう、ナショナルミニマム確保の観点からも、デジタル放送受信機器等の無償給付の対象となる基準を実情に照らし合わせ、緩和するよう要望します。

2 携帯電話電波塔設置の促進について

町村部の山間地域はその大部分が山林で、国定公園や県立自然公園地域に指定されている自然豊かな地域であることから、昨今、自然回帰志向などを背景に観光客や登山客などが増加している状況にあります。

つきましては、地域住民の安全安心の確保はもとより、広く観光客等の緊急時の連絡のため、県立自然公園や国定公園を管理する県が率先し、緊急時に有効な携帯電話が使用できる環境の整備をするよう要望します。

3 戸籍コンピュータ導入に伴う財源措置について

町民や利用者への行政サービスの向上と事務の改善を図るため、市町村では戸籍の電子化を進めていますが、導入後のランニングコストについて、大きな財政負担を強いられています。

つきましては、ランニングコスト及びソフトの更新に要する費用等を含めた運営経費に対し、適切な財政措置を講ずるよう、国への働きかけを要望します。

また、いまだ導入されていない自治体に対し、導入費用についても同様な財政措置を講ずるよう、併せて要望します。

4 住民基本台帳制度の改正に伴う財政支援について

住民基本台帳制度の法改正に伴い、外国人住民を住民基本台帳法の適用に加えることになり、このシステム導入のメリットは、小規模団体ではなく国の機関であるので、このシステム改修に要する費用は全額国庫負担を要望します。

3 自然環境の保全及び農林業振興対策の推進

1 有害鳥獣対策の強化充実について

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、獵区設定等を積極的に実施していますが、野猿、鹿、イノシシ等による農作物への被害は一向に減っておらず、個体数も増加しています。つきましては、現在の施策の効果をよく見極め、野猿、鹿の個体数の適正管理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情に合った総合的かつ実効性のある対策を講ずるため、次の事項を実現するよう要望します。

- (1) 「群れ」を単位とする適正な個体数管理の徹底等、被害防止の視点からの特定鳥獣保護管理計画による徹底した個体数の適正管理。特にニホンザルは、群が市町村域を越えて移動するため個別市町村の取組では捕獲が難しく、また、捕獲には相当の費用と技術を必要とするため効果的な取組には県単位で捕獲・処分すること。
- (2) 野生動物の生息環境を整備するため、県有林の天然林（広葉樹）施業の積極的推進。
- (3) 町村が行う有害獣防護柵整備事業及び小規模農地の被害対策事業の補助金の予算確保及び支援の拡充。
- (4) イノシシ対策としての防護柵の設置等に対する財政支援。
- (5) 有害鳥獣の被害に対する効果的な予算措置の実施。特に鳥獣保護管理対策事業補助制度の充実強化。
- (6) 広域的に移動する野猿、シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の対策については、町村単独での実施は非常に困難であり、近隣市町村との協同・調整が必要不可欠であるので、次の広域的な体制を早期に確立すること。
 - ・ 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進
 - ・ 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化
 - ・ 捕獲後の野猿等に関する広域体制の確立
- (7) 有害鳥獣対策により捕獲されたシカやイノシシは、現状では埋め立て処分されており、食肉として処理加工・販売することで新たな地域産業の創出が可能となるが、各自治体単独での事業化には課題が多いことから、県が主体となって食肉処理マニュアル等の事業化の検討を行うこと。

2 外来生物被害対策に対する支援について

アライグマ・タイワシリスの生息は横須賀三浦地域に集中しており、生活被害・農業被害・生態系被害ともに深刻化しています。捕獲に力を入れ防除を行っていますが、県内での分布域は拡大傾向にあります。これらの外来生物による被害の早急な解決のため、次の事項について要望します。

- (1) 捕獲努力のかけ方について、各市町村間に温度差があつては、分布拡大を阻止することも地域から根絶することもできない。県が首領をとつて各市町村の足並み合わせをすること。

また、市町境付近は山林であることが多く、生息地でありながら捕獲を実施しにくい場所もあるので、このような場所では、県による積極的な捕獲を行うこと。

- (2) 外来生物の防除は従来の鳥獣被害対策とは異質であり、早期根絶を目指すためにも、一律2分の1補助ではなく、被害状況や防除の取組によって上乗せすること。また、捕獲個体の受入れ（殺処分・焼却処分）についても、受け入れ先を確保すること。
- (3) 現在の補助金については、予算の2分の1以内の額を年度当初に要望するので、捕獲の多い1～3月の状況の変化に対応しきれない。実績に応じた補助方式に変更すること。

3 ヤマビル駆除対策の強化について

丹沢大山地域の農村では、登山道や農耕地等で数多くのヤマビルが発生し、農林業従事者や観光客、登山者などが多く吸血被害を受けています。また、近年では民家の庭先でも生息が確認され、年々生息域は広域的に拡大しており、人的被害も増加し、現在では市町村単独の問題ではすまなくなっています。

これまでの研究内容や各助成制度を踏まえて、現段階で実施可能な効率的で効果的な対処方法について、市町村とともに継続的に取り組むよう次の事項について要望します。

- (1) ヤマビルの駆除、防除対策の更なる研究と情報提供、町村が実施するヤマビル被害防除対策事業に対する県の財政的支援の継続・拡大
- (2) 県のヤマビル対策共同研究によると、ヤマビルの広域にわたる生息域の拡大要因の一つとして、ニホンジカの生息数の広域・拡大が上げられている。このため、農作物への被害対策を目的とした防鹿柵の設置にとどまらず、ヤマビル被害撲滅に向けた防鹿柵の設置や既存柵の撤去などの補助事業などの拡充。
- (3) 県による生息域や生息環境などの生息分布調査研究や忌避、殺ヒル薬剤の効果調査研究、環境影響調査、茶園等の農耕地管理調査研究などの、現在の研究成果を踏まえた駆除や拡大防止策の積極的な実施と、抜本的なヤマビル撲滅に向けた駆除対策等の実施。

4 河川区域内の草木の除草・伐採及び草刈団体への支援について

県では、堤防の法面などの草刈や、河川敷の雑木の伐採等につきましては、定期的に実施しております、自治体も住民と一体となって、河川環境の保全を図るため、河川清掃等を実施しています。

しかしながら、河川全域では、不十分な個所も見受けられることから、更なる草木の除草並びに伐採を要望します。

さらに河川内の雑木の伐採や草木の除草につきましては、地元の住民や各種団体がボランティアで行っていることから、引き続き活動を行うための助成制度の創設を併せて要望します。

5 住宅用太陽光発電導入促進事業補助金の確保について

神奈川県住宅用太陽光発電導入促進事業補助金については、住宅に太陽光発電システムを導入する個人に対し助成する事業ですが、「予算の範囲内で補助金を交付するもの」とされております。住宅への太陽光発電の導入により、家庭からの温室効果ガスの排出の抑制を図り、もって地球温暖化防止に寄与する事業ですので、住民が積極的に地球環境保全に参加するためにも、町村の補助事業化を支援するよう要望します。

また、新エネルギーを活用した各種設備の導入についても、同様の補助制度の導入を検討するよう要望します。

4 福祉施策の充実

1 児童福祉の充実について

- (1) 平成 22 年度から児童手当に変わり、子ども手当の支給が開始されたが、システム改修費や事務費等を含め、国が全額費用を負担するよう強く働きかけを行うこと。
- (2) 多様化する児童相談業務は、専門的な知識と経験を要するとともに、複数業務を担当している町村職員には個別ケースに長時間をかけて関わることが困難であるため、県からの専門職員を派遣すること。

また、相談体制の整備として、専用相談室、専用の電話回線及び児童福祉司等の資格を持つ専門の相談スタッフの確保など町村の財政状況では大変厳しいものがあるので、新たな補助制度の創設などの財政的支援をすること。
- (3) 民間保育所運営費助成について補助基準の見直しがなされたが、小規模保育所の財政状況には厳しいものがある。現在、保護者の就労形態の多様化等により、一時・特定保育など特別保育の需要が増えてきており、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画により保育サービスの量的拡大が予想される中で、今後、民間保育所運営費補助金はさらに大きな財源が必要となっている。

したがって、少子化対策における小規模保育施設の安定的な経営を維持するために、開所時間延長加算金や、障害児保育加算金、調理員雇用費はもとより、一時・特定保育する場合の優遇措置の追加等、財源確保に向けた補助基準の策定をすること。

また、発達障害児等への福祉施策の拡充を図るための新たな支援制度を創設するとともに、障害児保育実施要綱の見直しや補助員等職員の配置に伴う人件費補助などの財政支援についても、国に強く働きかけると同時に、県としても支援等を講ずること。

- (4) 放課後児童健全事業について、国は放課後等における子どもたちの安全で、健やかな居場所づくりを推進するということで、放課後子どもプラン推進事業費に国庫補助金を交付しているが、この国庫補助基準では、児童数が 10 人未満の放課後児童クラブは補助対象外となってしまいます。地域の状況を踏まえ、制限を廃止し、少人数のクラブでも対象とするよう、国へ働きかけすること。
- (5) 子ども手当について、全国一律の制度であることを鑑み、現在ある市町村の財源負担分廃止への働きかけをすること。

2 障害者福祉の充実について

- (1) 地域生活支援事業は、統合補助金として予め定められた額を、事前に市町村からの事業協議を受けず事業実績と人口に応じて国が補助額を内示することとされているが、サービスの充実を図ろうとしても、必要とする補助金額が配分されるとは限らない。市町村が従来の障害福祉サービスの水準を下げることなく、より一層充実していくよう、十分な財源確保を図ること。

また、平成 21 年度補助金から国の要綱改正により、市町村が独自に個人給付を行い、または個人負担を直接的に軽減する事業である「福祉タクシー助成、自動車燃料費助成」などの事業が、補助対象外となったところであるが、事業の上限を設けず、自立支援給付の補助率と同様となるとともに、市町村が独自に個人給付している事業などを、従前どおり補助対象とされること。

- (2) 障害者自立支援法が施行され、障害者及び障害児が自立した地域生活を営むことができ、必要な福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、抜本的な見直しが行われたところであるが、居宅介護をはじめ生活介護、グループホーム・ケアホームなどの提供事業者は、著しい地域格差が生じており、身近にサービスが受けられない状況にあるので、障害福祉サービスに係る社会資源の整備について、事業者への働きかけなどの特段の支援を行うこと。

障害のある方が、自立した生活を送れる地域社会の実現を目指すことを目的として、平成 18 年度から施行された障害者自立支援法は利用者負担 1 割が設けられ、平成 19・20 年度に国の緊急的・経過的な特別対策として利用者負担額の軽減策が実施され、さらに平成 22 年度から低所得者（市町村民税非課税）の障害者等の障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となったことにより、市町村の財政負担の増加が見込まれる状況である。

このため、自立支援給付に伴う財政負担は引き続き市町村の財政を大きく圧迫しており、障害者に対する福祉サービスを維持することや、新たな社会福祉に関連する専門職員の養成・確保が困難となっている。については、障害者に対する基本的な生活支援サービスが県域に平等に提供されるよう、自立支援給付の現状補助率国 1／2、県 1／4 を維持すること。

さらに、現在地域生活支援事業に位置付けられている移動支援事業については、自立支援給付におくことで、義務的経費として明確な費用負担を行い、保護者からの要望の多い通学支援の充実を図っていくこと。

- (3) 障害者地域作業所については、県でスタートした制度であり、障害者の作業訓練や日中活動など地域生活を支える場として、その役割は大変大きなものがある。県は地域活動支援センター等を含めた法定内事業への移行について、補助金等今後の支援について検討されているが、自立支援法における法定基準を満たさない小規模作業所については、法定基準のみを対象とせず、県が独自の施策を展開するなど、今まで作業所が担ってきた役割等が失われることなく、障害者地域作業所の機能が十分確保できるよう、現行運営費補助の継続と支援体制を充実すること。

- (4) 重度障害者医療費制度については、今後の医療保険制度改革や、重度障害者数の増加傾向を考えると、制度を将来にわたって安定的かつ継続的に維持、運営していくことが困難となっている。

このため、県と市町村の部会で制度の見直しについて検討を行っているが、市町村の財政事情を考慮のうえ、現状の補助率 1／2 を維持すること。

また、重度障害者になった年齢が 65 歳以上を県重度障害者医療費助成制度の対象外としたことで、町の負担が増加するので、制度の対象とすること。

3 介護保険制度の改善について

- (1) 介護保険給付費の負担について、国負担の居宅給付分 25%及び施設等給付費分 20%にそれぞれ 5 %の調整交付金が含まれているが、この調整交付金については、第 1 号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、算定方法の見直し等の財政措置を国へ働きかけること。
- (2) 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置については、制度改正により低所得者（非課税世帯）の細分化が図られたが、保険料の段階設定や減免制度など市町村ごとの対応に不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法の制度として明確な位置付けをするとともに、必要十分な財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。
- (3) 介護保険法においては、施設介護よりも在宅介護を重視しているが、在宅介護については、家族等の介護なしには成立しないにもかかわらず、制度上家族介護に対する支援が不十分なことから、施設介護を希望する方が増加する傾向にある。
また、特別養護老人ホームにつきましては、実態的には不足している現況にあり、家族介護の積極的な促進が必要不可欠な状況にある。このようなことから、介護家族等に対する慰労制度を充実するよう国へ働きかけること。
- (4) 介護報酬は、介護サービス事業者の経営状況、保険財政の状況、経済動向の状況などにより決まる認識しているが、既存の事業者などからその引上げの要望が寄せられている。また、小規模多機能型居宅介護のように、その事業所の整備がなかなか進まないという現実も介護報酬に大きな原因があると思われる。このような問題を解決すべく現状の分析に基づき更なる介護報酬の見直しを国へ働きかけること。
- (5) 介護従事者の待遇改善を目的に、制度開始以来、介護報酬が初のプラス改定となつたが、結果として利用者の負担増とサービス利用制限を招いている。

第 5 期事業計画においても、報酬改定等により保険料の上昇に影響が出ないよう措置を講ずるとともに、事業者に対して交付された待遇改善交付金の充実を図っていただくこと及び待遇改善交付金の使われ方について事後調査を徹底するよう働きかけていくこと。

4 老人クラブ活動等事業（老人クラブ助成事業）の基準緩和について

現行の高齢者在宅福祉事業補助金基準では、単位老人クラブ会員数が概ね 50 人以上（運用常時 30 人以上）が補助対象となっています。

しかし、地域性等から少人数で構成せざる得ない状況においても活動が活発に行われている単位老人クラブもあるので、会員数の基準を撤廃し、少人数の単位老人クラブも補助対象とするよう要望します。

5 生活保護法による級地の是正及び制度の見直しについて

首都圏域に位置する本県では、全県的に都市化が進み、日常生活において大都市地域と周辺地域との格差がなくなっています。生活保護者の安定した生活を確保するため、実態に応じた級地区分への引上げを行うとともに、母子加算廃止、生活保護基準の引下げや国庫負担の削減については、地域の実情に即した制度の見直しを行うよう強く国へ働きかけることを要望します。

また、障害者自立支援法の施行に伴い、生活保護者の更生医療等他法優先については、県による町村への支援策を講ずるよう要望します。

6 観光地における国・県設置の公衆トイレへの身体障害者用オストメイト対応装置の設置について

近年、障害者の社会参加が増加している中、県内には多くの観光客が来訪しており、その中には障害者の旅行客も含まれていることから、観光地の町では、町が設置しているトイレについては、オストメイトに対応した整備を図っているところです。

つきましては、国・県が設置している公衆トイレについても、身体障害者が安心・清潔に使用できるオストメイトに対応する洗浄装置の設置を要望します。

5 保健医療・衛生対策の充実

1 地域医療体制の充実について

少子高齢化が進む中、安全で安心して子育てが出来る社会を創るために、産科・婦人科・小児科医師の確保、育成及び診療機関の新設・継続等を促進し、地域における医療体制の充実を図る施策を推進するよう、国へ働きかけることを要望します。

2 小児医療費助成事業の改善及び国の助成制度の創設について

少子化社会の問題が叫ばれて久しい中、昨年、日本の総人口が減少に転じました。このため社会活力の低下や社会保障制度の維持などが懸念され、少子化対策の拡充が急務とされています。子育て支援策の一つである小児医療費の助成については、町村が個々に取り組むには限度があり、また、その内容もそれぞれ異なっていることから、県域全体としての施策の制度的統一が求められます。このため、県の補助制度について、補助対象年齢の引下げや所得制限の撤廃を要望します。

また、都道府県の補助施策にも格差が生じていることから、国による新たな助成制度の創設を働きかけるよう、重ねて要望します。

3 保健・予防事業に対する財政支援について

三位一体改革を受け、平成17年度から母子健康診査事業の国庫補助負担金が廃止され、また基本健康診査や健康教育事業などの保健事業の交付基準額引下げにより実質的に補助負担金額の引下げが行われるとともに、県単独補助についても廃止又は削減が行われています。このような措置は、実質的な市町村への負担転嫁と言えます。さらに、予防接種に要する費用についても、法の規定により市町村が実施すべき予防接種は全ての負担を余儀なくされています。

地域における健康日本21の推進、健康増進法に基づく健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が求められるなど、市町村が果たす役割はますます大きくなっています。

つきましては、保健事業の適正な実施とサービスの維持向上を図り、併せて予防事業の確実な実施に向けて、県の財政支援を強く要望します。

4 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する国保の国庫負担金減額措置の廃止について

県内町村では、町村の単独事業として障害者の医療費助成、小児の医療費助成、ひとり親家庭等の医療費助成、高齢者の医療費助成を行っていますが、これらの医療費助成は、社会的弱者とされる人々の健康の確保と福祉の向上に大きな役割を担っています。このため、これらの事業に伴う国保の財源である療養給付費等負担金の減額措置については、廃止するよう国への働きかけを要望します。

5 重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度について

重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度は、保険医療制度の見直しや対象者の増加などに伴い事業費が増加しており、制度の安定的な運営を図るため、県と市町村が一体となって「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、見直しが行われたところです。

しかしながら、一部負担金の導入、対象者や所得の制限においては、実施主体である各市町村において、助成制度に大きな格差が生じつつあり、同じ県民でありながら不公平感が生じることを危惧しています。

つきましては、今後この格差が縮小するよう県の主導により改善策を実施していくように、また、併せて、法律等に基づく全国統一した助成制度を構築するよう、国への働きかけを要望します。

6 予防接種事業に対する財政支援について

予防接種法の改正に伴い、国及び都道府県の負担の範囲が臨時予防接種事業に限ることとされたため、市町村の財政負担は増大する一方となっています。

つきましては、このような新たな地方への負担を伴う施策については、地方の意見を十分に聞いた上で実施するとともに、その費用の負担については、従来の事業に加え、高齢者のインフルエンザ予防接種等定期の予防接種も含めて国及び県の負担の範囲とするよう、国への働きかけを重ねて要望します。

7 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について

肝炎対策基本法には、肝炎の被害に対する国の責任と関係組織それぞれの責務が規定されていますが、予防啓発を除く費用負担については、国の責務とすることを強く要望します。

また、生活保護世帯を含めた当該患者への対応が障害者自立支援法の規定による更生医療費の対象となっていることは、町村における医療費負担を増大させるものであり、早急な見直しを重ねて強く要望します。

8 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について

生活保護世帯の人工透析に係る医療費については、自立支援医療（更生医療）において給付することとされており、保健福祉事務所を持たない町村において、新たな負担が生じることになっている。生活保護世帯においては医療保険の適用がなく、人工透析に係る医療費は、非常に高額で年額では大きな負担となっています。

このうち、町村の負担は4分の1となっておりますが、財政規模の小さい町村においては、予算の確保が厳しくなっており、特に年度途中での対象者の増加による場合はより一層厳しい状況となっております。

また、生活保護世帯の心臓手術など他の更生医療費についても同様であり、早急な見直しを強く要望します。

9 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について

水道施設の改良や更新に係る工事費は増加の一途を辿っており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況です。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くことになります。安定した水道事業を運営するためにも、県による維持管理に係る補助制度の創設を要望します。

10 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について

利用者が安心して飲める安全でおいしい水の供給を確保していく上で、人体に有害な鉛が溶け出す鉛製水道管・水道メーター器の取換工事は、水質基準の強化とも相まって早急に実施する必要がある重要な事業です。

しかしながら、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取換工事費の増嵩は大きな負担となるので、鉛管等の取換えに係る補助制度の創設を要望します。

6 都市基盤整備の推進

1 道路の整備促進について

県内各地域を通る都市計画道路が計画され、順次整備されていますが、いまだ未整備箇所も多く、地域の交通渋滞を招くとともに、地域生活道路に通過車両が入り込むなど、良好な生活環境が脅かされています。道路整備の促進によって交通渋滞の緩和や計り知れない経済効果が期待されるので、早期にさがみ縦貫道路等の都市計画道路（国道及び県道）の整備を促進するよう要望します。

また、幹線道路及び生活道路の新設、改良等、整備の促進を要望します。

2 河川の整備促進について

河川の整備は、災害防止の上からも、また、自然環境保全のためにも急務であるため、改修、復旧事業の拡充等、築堤を含めた河川の整備促進を要望します。

また、河川敷へのごみの不法投棄と枯草火災が発生しているので、管理者として積極的に対処するよう強く要望します。

さらに、中小河川の河口周辺は県が実施した津波沿岸到達予測でも津波による甚大な被害が想定されるので、早急な整備の検討と実施を要望します。

3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について

生活環境の安全を図るため、県では急傾斜地の崩壊防止工事を実施していますが、防災対策上早急な整備が必要なため、より一層の事業促進及び県民の生命、財産を積極的に守るための特段の配慮を要望します。

また、町村部には優先順位に至らず、未だ数多くの急傾斜地崩壊危険箇所が存在しているほか、国や県の事業採択基準、特に保全人家戸数に合致しない危険箇所も数多くあることから、早急に調査を行うとともに、整備についても積極的に実施することを要望します。

4 海上交通による新たな観光資源開発について

県が企画した「相模湾の早春を愉しむクルーズ」は、今後の海上交通による観光客等の誘客に向けて大変期待が大きいので、「海上交通による新たな観光資源開発事業」の継続を要望するとともに、「海上交通の確保」に向けた検討及び支援をするよう要望します。

5 公共用地取得対策の制度拡充について

公共事業に伴う用地取得について、次の事項を国へ強力に働きかけるよう要望します。

- (1) 公共用地提供者に対する長期譲渡所得の特別控除の復活と控除額の引上げ
- (2) 収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡所得の特別控除額の引上げと税率の軽減

7 教育振興対策の推進

1 義務教育の水準確保とその財源保障について

そもそも義務教育は、国民として共通に身につけるべき基礎的資質を培うものであり、次世代の国民育成の基盤です。したがって、全国一律に等しく良質の義務教育を子どもたちに提供する責務を国は負っています。

義務教育の機会均等、教育水準の確保のために、国が積極的に責務を果たすとともに、義務教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、国から地方へ十分かつ確実な税財源移譲を行い、地方への負担転嫁とならないよう財源保障を行うことを国に働きかけるよう要望します。

2 教育指導体制の強化について

(1) いじめ、不登校問題など教育課題の山積は、町村部でも大きな課題であり、町村の乏しい財政力では、市と町村の教育力の格差を生じている。

したがって、「個に応じたきめ細やかな教育」や県内の町村の教育が大きな市と同じに維持・展開していくためにも、県教育委員会とのパイプ役を担っている県単充て指導主事の町村分配置を従来どおり継続すること。

また、本来適切で豊かな教育の実現のために、小中学校における教職員定数を根本から見直すことについて、国に働きかけること。

(2) スクールカウンセラーは、中学校の保護者を中心に、児童生徒、教職員の相談をはじめ、不登校の児童生徒宅への家庭訪問、発達障害のある児童生徒への対応、エンカウンターの実施、教職員研修と幅広く活動し、不登校問題から非行への対応、人間関係の構築等、多岐に渡り効果を上げつつある一方で、小学校では発達障害等による授業離脱、集団不適応など課題も多く、保護者・児童生徒・教職員から専門職の支援を望む声が多く寄せられる等、スクールカウンセラー配置の需要が高まっている中、依然として、活動時間が足りずケースに対応しきれない状況が生じているので、中学校への派遣日数を拡大するとともに、小学校にも中学校同様、専属のスクールカウンセラーを派遣すること。

3 少人数学級編制の実現について

国の学級編制基準見直しの動きが伝えられていますが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、引き続き学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望します。

併せて全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県として、教員加配を県単独予算で措置するなど、少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を要望します。

4 特別支援教育の推進に係る体制整備について

障害のある児童生徒の教育については、一人ひとりに適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が図られたが、現状においては、通級学級開設基準人数の引下げや教員の加配等もないので、特別支援教育推進体制の整備が大変難しい状況にあります。

障害のある児童生徒の教育の充実を図る上で、支援体制の整備に係る人的、財政的な措置を国に働きかけるよう要望するとともに、県においても、非常勤講師の全校配置や臨床心理士等の専門的資格を有する巡回相談員を配置するなど、人的、財政的支援策を講ずるよう要望します。

また、養護学校の通学に関し、家族の負担を軽減するため、スクールバス利用対象が拡大するよう支援措置についても見直すことを要望します。

5 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園へ幼児を通園させる保護者の経済的負担を軽減するための制度として活用されており、国庫補助限度額の範囲内で実施される私立幼稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3分の1以内が国庫から補助されることとなっています。この国庫補助額を出来る限り3分の1へ見直すよう、国への働きかけを要望します。

6 幼、小、中学校の安全な環境の確立について

学校施設内への不審者の侵入や、登下校時における事件等が全国各地で多発している中、学校の安全な環境を確立することは、子どもたちが安心して授業に集中し、学力向上にも貢献できるものと思われます。現在は、各市町村がそれぞれ防犯対策を講じていますが、どこまでが十分な対策であるか苦慮している状況です。

このため、幼・小・中学校の安全対策の具体的かつ統一的な基準の下で実施が可能なシステムづくりと、これを実施するための財政支援を国に働きかけるとともに、あわせて、県の制度としても検討するよう要望します。

7 社会教育施設（公民館）の整備に対する補助制度の拡充について

社会教育法第35条では、「公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することになっています。社会教育、生涯学習の推進が呼ばれている今日、社会教育施設は、団塊の世代が定年を迎える公民館機能の充実が増していることから施設整備が大変重要になっていますので、国へ施設整備に関する補助制度の新設を強く働きかけるよう要望します。

また、現在、公民館建設に関する補助金は、県単独の市町村振興メニュー事業補助金のみで、小規模の町村が公民館を新たに建築することは大変厳しい状況にあることから、公民館施設整備を対象とした補助制度の拡充を要望します。

8 学校図書館の図書整備の促進について

「子どもの読書活動の推進に関する法律」による学校図書館の整備は交付税措置となつてゐるため、不交付団体には適用されないことから十分な対応ができないので、国の責任としてすべての市町村に対して一律に整備の促進が図られるよう特別の財源措置をするよう要望します。

9 国指定史跡の整備事業等における財政支援について

国指定史跡の整備事業の推進を図っていく上で、県は、国庫補助対象経費から国庫補助額を控除した額の3分の1以内を補助することとなっています。

しかし、県補助額は満額にはほど遠い現状にあるので、要綱に示す限度額について、県は責任を持って支援することを要望します。

IV その他地域要望

その他地域要望事項一覧

地 域	項 目	頁
1 三浦半島地域	(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて	41
2 湘南地域	(1) 旧吉田茂邸の再建について	42
	(2) 東海道新幹線新駅誘致並びにツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について	42
	(3) (仮称) 湘南台寒川線の整備推進について	42
	(4) 小田原・厚木道路二宮インターの改良・新規インターチェンジの設置について	43
	(5) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備について	43
	(6) 葛川の河川改修促進及び遊歩道整備について	43
	(7) 太平洋自転車道の整備について	44
	(8) 大磯港の再整備について	44
	(9) 梅沢海岸防潮堤整備について	44
	(10) 旧相模海軍工廠敷地内における危険物への適切な対応について	45
3 足柄上地域	(1) 都市計画道路和田河原開成大井線の早期全線建設について	46
	(2) 主要地方道平塚松田線（比奈窪バイパス）の早期供用開始について	46
	(3) 酒匂川左岸道路の延伸について	46
	(4) 寄地区から秦野市への連絡道路の整備について	47
	(5) 県道 711 号（小田原松田線）の歩道設置工事について	47
	(6) 県道 711 号（小田原松田線）の信号機増設について	47
	(7) 新東名高速道路建設に伴う、大気汚染常時監視測定局の設置について	48
	(8) 東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺における都市的土地利用について	48
	(9) 中井町南部地区の事業化への支援について	48
	(10) 酒匂川流域の水源環境保全に関する取組について	49
	(11) 自然保護奨励金及び水源の森林づくり事業エリアについて	49

地 域	項 目	頁
	(12) 県立足柄上病院の医療体制の充実について (13) 小田急開成駅前への交番設置について	49 50
4 足柄下地域	(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について (2) 西湘バイパス改築工事の再延伸について (3) 国道 135 号の整備について (4) 南足柄市への連絡道路の新設について (5) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について (6) 真鶴港における津波対策の措置について (7) 松くい虫被害対策自主事業に対する財政措置について (8) 門川地区護岸（緩傾斜式階段）の整備について (9) 無電柱化促進事業について (10) 県立小田原養護学校の分教室の設置について	51 51 51 52 52 52 52 53 53 53
5 厚木・愛甲地域	(1) 県道 64 号（伊勢原津久井線）の整備について (2) 半原地区柄沢における崩壊対策のための整備促進について (3) 片原・柳梅地区の治山事業の推進について (4) 重症心身障害児施設のショートステイ事業の拡大について (5) 県立特別支援学校のスクールバスの設置及び増設について (6) 暴走車両への対策について	54 54 54 55 55 55
6 水源地域	(1) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について (2) 河川区域内における廃棄物処理対策について (3) 市町村設置型高度処理型合併処理浄化槽整備に係る交付金対象経費等の見直しについて	56 56 57

1 三浦半島地域

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有しています。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付け、この内の特に良好な自然環境を有する地区については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切である旨の回答と併せ、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、県の所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組を進める旨の回答を受け、葉山町の緑の基本計画の改定を平成 17 年度に実施し、「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定を位置付けたところです。

また、県においても「神奈川県力構想」の「地区計画」において、平成 19 年度から取り組む主要施策として位置付けていることから、今後、指定区域の検討作業、関係機関との調整等、具体的な指定作業を推進していただき早期実現を要望します。

2 湘南地域

(1) 旧吉田茂邸の再建について

県立大磯城山公園の拡大計画区域内に存する旧吉田茂邸の本邸跡地に建築する建物につきましては、地域活性化の拠点施設とすべく、大磯町としても再建費用等に充てるための寄附金を全国に呼び掛け、資金面での協力をしているところです。

つきましては、県におかれましても、再建に向けて「旧吉田茂邸再建検討会議」等を設置し、多角的に検討をしていただいているところですが、再建における財源の確保並びに再建にあたりましては、地元住民の意見を尊重し、主体的に取り組まれますよう要望します。

(2) 東海道新幹線新駅誘致並びにツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について

新幹線新駅誘致とこれに伴うツインシティのまちづくりは、寒川町はもとより、県央・湘南都市圏の発展と、県土の均衡ある発展のために、必要不可欠な事業と考えています。

また、JR東海のリニア中央新幹線の首都圏・中京圏間での営業開始目標年次の発表に伴い、新駅設置の制約が大幅に解消されることから、新駅実現の可能性の高まりを感じています。

寒川町では現在、神奈川県東海道新幹線新駅促進期成同盟会での誘致活動を始め、県・平塚市・寒川町の三者協働により、事業実現に向けて鋭意取り組んでいるところですが、その一方で事業に伴う財源確保が課題でもあります。

県においても、地元の状況等をご理解いただき、財政的支援にご尽力いただけるよう要望します。

(3) (仮称) 湘南台寒川線の整備推進について

(仮称) 湘南台寒川線は、寒川町北部地域と藤沢市湘南台方面とを結ぶ東西交流幹線道路として県の「かながわのみちづくり計画」に位置付けられており、また平成24年度開通を目指す「さがみ縦貫道路」へのアクセス道路として重要な役割を果たす道路でもあり、さらに、東海道新幹線新駅誘致と連動して進めるツインシティのまちづくりにも密接に関わる道路でもあります。

当該道路整備につきましては、これまで県・町間で様々な協議を重ねご協力をいただいてきたところです。

そうした中、ルート選定につきましては、本町では当該道路の交通機能の役割を第一に考えながらも、「かながわのみちづくり計画」の4つの「道路整備の目標」のうち、「暮らしの安心」「気持ちのよい快適な環境」「地域の発展」に着目し検討した結果、地域コミュニティ、環境、地元企業への影響等から、目久尻川渡河後、目久尻川と並走し、寒川北IC南約200m付近で県道相模原茅ヶ崎線に接続するルート（いわゆる「南ルート」）で意思

決定をしており、早期の都市計画決定を目指しているところです。県におかれましても当該道路の町域への影響を十分に考慮いただき、当ルートにて財政的支援も含めた整備促進にご尽力いただきますよう要望します。

(4) 小田原・厚木道路二宮インターの改良・新規インターチェンジの設置について

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の大型化に伴ってインター及びその周辺で危険な状態が続いている。その主な原因は、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造になっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造となっていることなどと考えられます。

周辺市町の都市化に伴って交通車両が増大していることや、さらに当該地と近接する小田原市や中井町では大規模開発計画が予定されていることなどから、ますます交通量の増加が予測される事態です。

つきましては、これらのことと考慮され、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良、また、二次的には周辺地域も含めた全体的な交通体系の視点から、交通車両が円滑に走行できるよう新規インターを設置するなどの措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

(5) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備について

中井町・二宮町・大磯町の3町を流れる葛川は、そこに住む人々の生活に溶け込んだ川として親しまれています。3町では、この葛川の流れを守り、まちづくりに活かそうと、平成14年に「葛川サミット」を立上げ、これまで啓発活動等、様々な活動を行ってきました。

また、これらの活動と平行して、町民ボランティア等の活動も活発に行われており、行政と町民が協力し、取組みを行う体制が整いつつあるところです。葛川サミットの目的の一つには、葛川に清流を取り戻すことが掲げられており、昨今は、下水道整備やボランティアの清掃活動などから、葛川の水質は改善の傾向にあります。この状況をさらに改善させ、誰もが気軽に水と親しむことのできる川とするために、堤防やその周辺への植樹や植栽、清掃活動など、ボランティアや町の取組みについての支援を要望します。

県におかれましては、これまで、護岸や遊歩道の整備などを行っていただいており、この葛川サミットの活動にも理解をいただいているところですが、3町の大切な自然財産である葛川が、一つの連続した流れとして、周囲の自然と調和し、流域全体が水と親しめるものとなるために、さらなる支援を要望します。

(6) 葛川の河川改修促進及び遊歩道整備について

水系の県管理河川は、県の重点整備河川として改修工事が継続的に進められているところですが、流域の宅地化等に伴い土地利用の状況が変化し、加えて河川の狭小あるいは未整備により、近年たびたび、葛川と不動川で溢水が起きており、さらに、河口付近では、降雨時の溢水と地震の津波による被害が懸念されています。

また、二宮地内の葛川では、隣接する県道秦野二宮線の道路改良工事計画に伴い道路排水能力が向上する見込みもあり、この道路排水の受け皿になる葛川の河川改修は急務です。一方、環境的な面から河川の清流を取り戻そうという民間レベルの活動も活発化してきており、行政としての関わり方も非常に多様なものとなってきています。

つきましては、河川の改修事業については、親水護岸等の環境整備に配慮して事業の一層の促進を要望します。次に、遊歩道整備ですが、既に整備が終わった箇所については「水辺の憩いの場や地域の交流拠点」として親しまれていますので、未整備区間についても今後継続的に整備を推進するよう要望します。

(7) 太平洋自転車道の整備について

相模湾の海岸線には、藤沢市から茅ヶ崎市までの国道134号自転車歩行者用道路と大磯町の大磯港先から不動川河口付近までを起点・終点とする太平洋岸自転車道が整備されています。また、これらの道路については、サイクリングやウォーキングのコースとして多くの人に親しまれています。

しかし、平塚市の海岸線を含めた相模川河口付近から二宮町までの太平洋岸自転車道は、整備されておらず、住民からサイクリングロードとしての要望も多く寄せられており、環境面、健康な体づくりや青少年の健全育成の面からも整備の必要性があげられています。

海岸沿い地域の一体的な整備を行うことは、県民の財産である相模湾の有効利用と共に、地域の観光・産業の振興や海岸沿いの市町の住民交流が活性化され、地域における新しい文化の発掘が期待されます。

つきましては、太平洋岸自転車道の相模川河口付近から二宮町までの未整備部分の整備について国に対して働きかけを要望します。

(8) 大磯港の再整備について

大磯港の再整備につきましては、「大磯港活性化整備計画」に基づき、良好で快適な港空間の早期整備に向けた積極的な取組を要望します。

また、昨年度から大磯町を大磯港の指定管理者と認めて頂きましたが、今後、大磯町が行う大磯港活性化に向けた賑わい創出事業の展開に積極的な協力、また財政支援を講ずるよう要望します。

(9) 梅沢海岸防潮堤整備について

平成19年9月に発生した台風9号は、西湘バイパス二宮インターチェンジ付近を中心に梅沢海岸までの広範囲にわたり、道路の崩壊のみならず、砂浜の流失など甚大な被害を受けました。

梅沢海岸においては、災害後の養浜工事とともに、自然に砂浜も回復しつつありますが、現状が西湘バイパスの橋梁部分であるため、台風等の高波浪により波は西湘バイパスの高架下を通り抜け、背後地の漁業施設並びに近接する住宅へ押し寄せ、波浪による被害が危惧されます。

つきましては、高波対策として防潮堤整備を行い、漁港海岸である梅沢海岸背後地の防災安全対策に資するため、県及び国の技術的、財政的支援を要望します。

(10) 旧相模海軍工廠敷地内における危険物への適切な対応について

旧相模海軍工廠敷地内には事業所や住宅が多数存在しており、現在も環境省で土地改変時の環境調査を実施していますが、戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については国が責任を持って対応すべきと考えますので、次の措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

ア　掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き継ぎ国が負担すること。

また、毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害などの補償も、国が行うこと。

イ　毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を、国の責任において確立すること。

3 足柄上地域

(1) 都市計画道路和田河原開成大井線の早期全線建設について

都市計画道路和田河原開成大井線は、主要地方道小田原山北線と国道 255 号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期整備が期待されています。

平成 18 年度から県事業として、「酒匂川 2 号橋」の整備に着手され、平成 21 年度、酒匂川 2 号橋から国道 255 号までの区間が、「かながわのみちづくり計画」に事業化検討箇所として位置付けられました。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、更には足柄地域の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されますので、酒匂川 2 号橋の早期建設及び県による全区間の早期事業化を要望します。

(2) 主要地方道平塚松田線（比奈窪バイパス）の早期供用開始について

県道 77 号（平塚松田線）は、中井町を東西に横断する主要な道路であり、町民はもとより、平塚秦野方面と小田原松田方面を連絡する道路として、多くの県民に利用されているところですが、町役場が所在する比奈窪地区周辺は、道路や橋梁の幅員が狭小であったり、並行して流れる中村川沿いの護岸壁が相当老朽化していることもあり、通行する歩行者や車両にとって非常に危険であることなどから、比奈窪地区にバイパス建設が計画され、平成 6 年に事業着手されました。しかしながら、現在も未だ完成・開通には至っていません。

本年 4 月の道路亀裂による全面通行止め措置の際の地域住民や通過利用者等からの強力な早期整備要望もさることながら、災害時の物資等輸送路としての機能確保の面等も鑑みますと早急な整備が必要と考えます。

また、中井町では、この比奈窪バイパスに隣接する町役場周辺を、公共公益施設の集積を中心に、業務機能や住居機能を備えた複合的な都市機能を集積させる「町の中核拠点」として整備を計画しており、政策的にも、本バイパスの整備は町の最重要課題として位置付けているところです。中井町としてもでき得る協力をしますので、比奈窪バイパスの早期完成に対し、特段の取組みを強く要望します。

(3) 酒匂川左岸道路の延伸について

国道 255 号及び 246 号を補完し、慢性的な交通渋滞を解消するために計画された酒匂川左岸道路は、既に小田原市から大井町までの供用が開始され、機能の一部が果たされていますが、松田町から山北町の大口橋までの区間については、「今後の検討課題」とされておりに留まっています。

つきましては、地域間の連携強化及び効率的・効果的な交通網を形成する観点から、当該区間を「かながわ交通計画」に位置付け、同計画の一般幹線道路網構想に組み込まれることを要望します。

(4) 寄地区から秦野市への連絡道路の整備について

松田町寄地区への主要幹線は、国道 246 号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道 710 号（神縄神山線）の 1 路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての土佐原林道及び秦野市道ですが、災害時にこれらの道路及び道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想されます。

つきましては、防災上の見地からも県道 710 号の拡幅及び法面保護等の改良工事を引き続き要望するとともに、秦野市への連絡道路である土佐原林道を緊急車両が支障なく通行できるよう幹線整備を要望します。

(5) 県道 711 号（小田原松田線）の歩道設置工事について

県道 711 号（小田原松田線）歩道設置工事は、小田急線踏切から松田土木事務所までが完了し、地域住民をはじめ通学や通勤客の安全が確保され、また松田町総合計画 21 の政策目標として位置付けている「活力と魅力あるまちづくり」の面からも、県事業の成果によって魅力ある市街地の形成が着々と進められているところです。

しかしながら、新松田駅北口から主要地方道 72 号（松田国府津線）との接続部分までの間は、現在、狭小幅員で歩道がなく、降雨時などは大型バス等の通行により歩行が困難な状況です。

このような状況を踏まえ、県においては、これまで測量、道路詳細設計並びに歩道設置工事に向けた事業説明会等を行い、また、平成 21 年度より、一部用地買収に着手されています。

歩行者の安全と車両等の円滑な通行を確保するため、引き続き事業を推進するよう要望します。

(6) 県道 711 号（小田原松田線）の信号機増設について

県道 711 号（小田原松田線）の大井町区間における信号機につきましては、これまでに、要望箇所の 7 交差点のうち 4 箇所については設置がされたことにより、交差点部の安全確保が図られています。

しかしながら、未設置の 3 箇所につきましては、交差点周辺に公共施設や民間企業が立地しているほか、多くの農地が存在し、学生や企業関係者及び地域住民が日常的に信号機のない交差点を横断している状況です。また、信号機未設置交差点周辺の町道等も整備されたことにより、交差点の閉鎖解除や安全対策を求める声は更に高まっています。更に、当該道路は、平成 22 年度末に全線供用開始が予定されていることから、ますます交通量の増加が見込まれます。

つきましては、こうした状況を考慮し、早期の信号機設置に特段の配慮を要望します。

(7) 新東名高速道路建設に伴う、大気汚染常時監視測定局の設置について

新東名高速道路の建設に伴い、新たに路線が通る地域（向原地区、山北地区、共和地区、清水地区）に居住する住民は、現在の東名高速道路が通過する自動車排気ガスの状況と相まって、大気の汚染状況など環境影響へ関心が高く、安心、安全の生活環境の維持を強く望んでいます。

このため、平成32年に予定されている開通前から、定期的に大気汚染の状況の観測を行うことにより、新東名高速道路が環境基準に適合しているかどうかを監視し、異常があればいち早く対応を取ることが可能となるように、大気汚染常時監視測定局の設置を強く要望します。

(8) 東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺における都市的土地区画整理事業について

県の「かながわ都市マスタープラン」で位置付けられた「インターチェンジ周辺などにおける計画的な産業・物流機能等の誘導施策」を活かし、東名高速秦野中井インターチェンジ周辺地区に、環境への負荷軽減を図った新たな産業拠点の集積を計画しています。これらの整備に当たっては、「グリーンテクなかい」と一体的な都市的土地区画整理事業を図ることで、将来にわたって魅力ある持続可能なまちづくりを構築していくこととし、改訂した「中井町都市マスタープラン」にもその位置付けを明記しています。

これらの取組においては、広域的な連携に立った都市の形成や雇用の創設等を図ることは重要なことであり、周辺の平塚市、秦野市、二宮町とは、インターチェンジを活用した道路網のあり方を含め、土地区画整理事業に係る各検討専門部会を設立しています。

のことから次回の線引き見直しを視野に、地権者や地域住民、関係市町との調整等を進めながら、諸課題の解決に向け着実な事業推進を図っていきたいので、市街化区域の編入に当たっては、当地区内に存在する農振農用地の解除など、多方面からの特段の支援を要望します。

また、当地区においては、「物流総合効率化法」を活用した企業進出の相談を受けています。これらについても、この地区における都市的土地区画整理事業を進めるに当たっては、先導的な役割を担う重要な計画であることから、これらにおいても県当局の特段のご指導ご支援を要望します。

(9) 中井町南部地区の事業化への支援について

中井町の南部地区32ヘクタールの土地区画整理事業については、国の柑橘再編対策事業として、平成2年に県の強い行政指導により土地区画整理事業の方針等が示され、第6回線引き見直しにおいて、3度の工業系の特定保留区域に位置付けされました。

既に事業手法においては土地区画整理事業をもって整備することを確認しており、関係する地権者においては、平成13年3月に準備組合の設立に向けた組織を立ち上げ、今日まで、公社や公社所管の県部署と、事業化に向けた協議（ワーキング）を重ねてきています。

今回の線引き見直しにおいては、概ね5年以内に都市的土地利用が見込まれる地区が特定保留区域に位置付けられています。県においても、事業化に向け関係市町との検討会の立ち上げなど、積極的な取組みは十分理解しています。

中井町としても、最大限の努力を傾注しますが、このたび県にて発表された企業誘致施策としてモデル地区を選定し、業務代行方式による産業適地創出の取組みも検討されることから、中井町の南部地区においても県として事業化に向けた特段の支援を要望します。

(10) 酒匂川流域の水源環境保全に関する取組について

二級河川であり神奈川県が管理する酒匂川は、流域の市町のみならず、農業・漁業関係団体や事業所などで構成する酒匂川水系保全協議会の方々のご協力によって水源環境の保全を図っています。

しかしながら、酒匂川の水を利用される横浜市などの大都市部との交流が薄いことから、大都市部の皆さんの水質保全に関する理解が深まっていないのが現状です。そこで、酒匂川水系保全協議会発足50周年を契機に、県として流域の市町と共に水源環境保全の重要性について広く発信するとともに、酒匂川の環境保全に関する大都市部との連携について検討するなど、様々な側面から支援するよう要望します。

また、河川区域内の環境や景観保全は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、管理用道路が解放されている、足柄上地域の酒匂川左岸の特殊性を考慮され、不法投棄の撤去及び河川区域内の草刈り等、年間を通じた河川管理について、より一層、事業拡大に努められますよう強く要望します。

(11) 自然保護奨励金及び水源の森林づくり事業エリアについて

自然保護奨励金制度では、松田町を含む県西部地域が公的管理制度導入済エリアとされていますが、川音川流域については、水源の森林づくり事業エリアに含まれていないので、町の森林整備を公平的に推進するため事業エリアに含めるよう要望します。

また、エリアとして認められない場合は、公的管理制度未導入エリアとして認めるよう要望します。

なお、自然保護奨励金交付面積が1haとなっていますが、零細林家の多い松田町での森林整備をより拡充できますよう対象面積の引下げをあわせて要望します。

(12) 県立足柄上病院の医療体制の充実について

県においては、地方独立行政法人化後も県立足柄上病院が地域の中核病院として将来にわたり安定した医療サービスを提供できるよう次の措置を講ずることを要望します。

ア 現在の診療科目を今後も維持するとともに、一時的なものであっても休診科目が発生しないよう医師の確保に努めること。

イ 安心して産み育てることのできる地域を守るため、産科の常勤医師の確保に努め、分娩件数を増やすよう積極的に取り組むこと。

ウ 医師以外の医療従事者の確保による質の高い医療サービスの提供と最新医療機器の導入に努めること。

(13) 小田急開成駅前への交番設置について

小田急線開成駅は、昭和 60 年 3 月の開設以来、開成駅を中心とした地域の人口増加に伴い、駅周辺は高層マンションや戸建住宅の建設、大型スーパーの開店などが進むとともに、平成 20 年には駅前に金融機関が開店し、本年 4 月には、駅周辺の児童が通う開成南小学校が開校しています。また、現在施工中の南部地区土地区画整理事業及び（仮称）酒匂川 2 号橋の建設により、この地域が更に発展することは確実な状況となっています。

このような人口及び駅利用者の増加に伴い、平成 8 年 12 月に、警察官が立ち寄れる神奈川県警察松田警察署開成駅前連絡所を設置し、平成 15 年度からは民間ボランティア団体「開成駅前連絡所安全サポーター」が、自主的に駅周辺のパトロール等を行い、安全確保を図っています。

しかし、最近では、スタンガンのようなものを使用した暴行未遂事件が発生したことなどから、住民の治安を危惧する声が更に高まっています。

このようなことから、開成町のみならず県西地域の住民の安全と治安の維持のため、早急に開成駅前への交番設置を要望します。併せて、交番が設置されるまでの間は、これまで同様に警察官の立ち寄りを継続・強化するとともに、連絡所への県費による交番相談員を配置するよう要望します。

4 足柄下地域

(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について

神奈川県土地利用調整条例では、1 ha 以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を 3,000 m²以上に引き下げており、その効果もあって、県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識しています。

しかしながら、平成 21 年 3 月 31 日をもって「1 ha 未満の開発行為に関する指導基準」(以下、指導基準) が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられこととなったことから、このことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念されています。

仮に、建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となつた場合には、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置につきましては、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行するよう要望します。

(2) 西湘バイパス改築工事の再延伸について

国道 135 号線の渋滞解消・災害時の代替性を考慮して、西湘バイパスの延伸を要望しているもので、平成 15 年度より専門家を加えた「小田原真鶴間道路整備検討会」を開催し、長期的・技術的対策等の検討をしていただき、山側バイパスの整備は、技術的に実現は可能であるとの報告がされました。引き続き路線検討を含め長期的対策の具体化を達成するため、事業化に向けてなお一層の検討を要望します。

さらに、首都圏と富士箱根伊豆方面との交流の促進や、災害発生時のリダンダンシーを確保するとともに、CO₂ の削減にもつながる慢性的な交通渋滞の解消を図るためにも、西湘バイパス延伸整備の早期着手を要望します。

(3) 国道 135 号の整備について

国道 135 号(真鶴道路旧道)区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に渋滞が発生しています。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されます。県におかれましては、真鶴駅前交差点の道路標示の工事を行われましたが、引き続き渋滞解消や交通安全確保のための整備実施を要望します。

(4) 南足柄市への連絡道路の新設について

南足柄市と箱根町を連絡する道路については、平成 18 年度に、県が事務局となって研究会を設置し、平成 20 年度からは、より広域的な観点からの検討を行うため、県と県西地域 2 市 5 町による研究会を進めています。研究会では、地域活性化や災害時の機能強化などを踏まえた望ましいルート・構造について検討していますが、ルートの絞り込みを行い、連絡道路の実現に向けた調査研究費等の予算措置を講ずるよう要望します。

(5) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について

小田原市から真鶴、湯河原両町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進するものです。

未採択の小田原、湯河原地区の 2 期工事につきましても、早期に実施されるよう強く要望します。

(6) 真鶴港における津波対策の措置について

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられています。

沖防波堤については、現在既に整備が着手されていますが、津波対策の重要性を踏まえ、津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設については、いまだ着手の予定が示されていない状況です。港内整備の完成までのスケジュールの明示と、津波対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべき施設と考えていることから、同施設の早期着工を要望します。

(7) 松くい虫被害対策自主事業に対する財政措置について

真鶴半島の先端部は、暖帯性の常緑広葉樹林に覆われ、魚つき保安林の指定とともに県立自然公園にも指定された県民の貴重な財産となっています。また平成 21 年 2 月には、県指定天然記念物となりました。しかし近年、半島の松林が松くい虫により甚大な被害を被っていることから、松くい虫による松枯れから松を守り、将来にわたり真鶴半島の貴重な松林を継承すべく、県と町が薬剤散布により被害防止に努めてきました。しかし、その一方で薬剤散布による人体や生物、また、海域流出等への影響が懸念されています。このため、平成 19 年度から、より安全で環境に配慮した予防方法（樹幹注入）に完全移行し、薬剤散布を廃止しました。

つきましては、樹幹注入事業及び松くい虫被害木の伐倒に対する十分な補助金額の確保を強く要望します。

また、国に対しても継続的な補助金確保に向けた働きかけを要望します。

(8) 門川地区護岸（緩傾斜式階段）の整備について

湯河原海岸沿岸においては、湯河原町都市マスターPLAN・湯河原町緑の基本計画に観光的機能を重視した（仮）湯河原海辺公園（広場公園）を整備することが位置付けられています。

平成19年度から整備している湯河原海岸の3基目の人工リーフ整備終了後に、（仮）湯河原海辺公園整備を着手し、水辺レクレーションの場となる海岸緑地帯の形成を図る計画をしていきたいと考えています。

つきましては、海辺公園と一体となり、海岸の景観の向上や花火大会などの観光客の誘致などの環境整備として、神奈川県が策定した相模灘沿岸海岸保全基本計画の海岸保全施設の護岸（緩傾斜式階段）の整備を要望します。

(9) 無電柱化促進事業について

真鶴町では、平成17年1月に一般市町村として全国第一号で景観法に基づく景観行政団体となり、平成18年に真鶴町景観計画を策定しました。平成16年に景観法が制定され、国を挙げて美しい国づくりに舵が切られ、無電柱化が推進されていますが、真鶴町景観計画では、全国に先駆け、町が管理する以外の公共施設についても景観法に基づく景観重要公共施設（以下、「重要施設」という。）として位置付け、公共施設からの景観形成を先導的に進めています。

その中で、真鶴港は、国指定重要無形民俗文化財に指定されている「貴船まつり」の舞台でもあり、真鶴町景観計画においても、真鶴港（港湾施設）及び接道する県道739号線（道路施設）を管理者である神奈川県知事の同意のもと重要施設として位置付け、電線共同溝法に基づく特例を適用する条件を整えています。

本年2月には、第1回世界デザイン都市サミットに招待され、景観形成を真鶴ブランドとして世界的に発信している中で、公共施設からの景観形成を更に推進するため、海の玄関口として真鶴港に地区を限定し、無電柱化促進事業に着手することについて検討を要望します。

(10) 県立小田原養護学校の分教室の設置について

県立小田原養護学校に通学する児童・生徒は、真鶴町を含め、小・中・高等部全体で、現在21名いますが、スクールバスによる遠距離通学は、姿勢保持が困難な児童・生徒にとって身体への負担は想像以上に厳しいものがあり、入校を断念せざるを得ない児童もあります。

また、保護者の精神的・身体的な負担も大きなものとなっています。

湯河原・真鶴地区への小田原養護学校分校の設置につきましては、県として全体計画もあると思いますが、保護者の要望も高まっていますので、早急な実現を要望します。

5 厚木・愛甲地域

(1) 県道 64 号（伊勢原津久井線）の整備について

清川村内を走る県道 64 号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖 I Cへのアクセス道路として、年々その交通量は増加の一途を辿っています。

特に、朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、またその一部は幅員が狭く、歩道が未設置なことから、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高い道路であり、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されています。

県道 60 号・70 号を含めた清川村の県道 3 路線につきましては、宮ヶ瀬ダムの建設時に完成に合わせて整備していただくよう昭和 56 年に県に約束していただいているものですが、平成 12 年のダム完成後 8 年が経過し、交通量が激増した今日においてもいまだ未整備のままであります。

特に幅員が狭く危険な「湯出川橋～坂本橋間」には、「古在家バイパス計画」が進んでいますが、完成・開通までには、いまだ相当の期間が要されると推測されます。

また、現道の安全対策につきましては、平成 20 年度で現道内における歩行者通行部分のカラー化や、車両を減速させるための路面表示が実施されました。根本的な歩行者の安全確保ができていない状況にあります。

従いまして、整備されるまでの間の現道におきまして、小・中学生の通学路にも位置付けていることから、緊急な安全対策等の施設整備を要望します。

また、村民の交通安全確保のため、次の 2箇所に信号機を設置するよう要望します。

ア 村道山岸外周線に接続する T 字路

イ 清川村役場前

(2) 半原地区柄沢における崩壊対策のための整備促進について

愛川町の半原地区柄沢流域については、その地形条件等から県による土石流危険渓流氾濫区域の指定を受けています。

当該区域は、第一種住居地域及び第一種低層住居専用地域で、沢の両側には住宅が立ち並んでおり、集中豪雨による急激な増水や地震等の災害時には、斜面の崩壊が危惧される状況にあることから、砂防事業などの崩壊対策事業を推進されますよう要望します。

(3) 片原・柳梅地区の治山事業の推進について

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下の平地に住宅を建設し、古くから居住地区を形成しています。

平成 11 年夏の豪雨において、この地区の山腹で大規模な崩落が発生し、住民への影響はなかったものの、梅雨、台風など雨の多い時季には不安を募らせ、自主避難をされている方などもいます。

平成 11 年の崩落個所については、早急な対策が講じられたほか、その周辺の危険個所の一部も整備が進められてきました。平成 21 年度からは、山地災害減災総合対策事業として当該地区の落石防護壁の設置の落石固定を実施していただいておりますが、この地区的上流部には急傾斜地崩壊危険箇所はいまだ数多く存在しています。

つきましては、地区住民の安全・安心、災害の未然防止のため、継続的に効果的な治山施設の整備を推進されるよう要望します。

(4) 重症心身障害児施設のショートステイ事業の拡大について

在宅の重症心身障害児は、家族（保護者）の入院及び重症心身障害児の兄弟の学校行事等に家族（保護者）が参加する際に、一時的に介護が受けられるようにすることや、介護者等の休養（レスパイト）のため短期入所を利用して在宅生活の継続を図っていくことが必要不可欠になっています。

県央地区では、神奈川県立七沢療育園が地域保健福祉の拠点施設となり、短期入所利用者の受け入れのみならず、円滑な利用が図られるよう、各重症心身障害児施設の調整を行う努力をいただくとともに、長期・中期入所の空きベッドの活用などにも柔軟に取り組んでいただいているが、さらなる保護者の利用ニーズに応えるため、短期入所枠の拡大や、利用ニーズの高い時期における受け入れの拡大を要望します。

(5) 県立特別支援学校のスクールバスの設置及び増設について

例年、愛川町から複数の児童生徒が、近隣の特別支援学校に就学し、一人一人に応じた適切な教育を受けています。しかしながら、近年、特別支援学校への就学者の増加に伴い、通学手段であるスクールバスの利用が年々難しくなっている状況です。

また、愛川町から伊勢原養護学校に通う児童生徒にあっては、学校にスクールバスが設置されていないため、自力通学や保護者の送迎による通学が就学の条件の一つとなり、就学しても、体調不良等により保護者の送迎が難しい日には、通学できず学習の機会が奪われてしまうこともあります。

このようなことから、障害のある児童生徒の教育の機会を保障するため、特別支援学校のスクールバスについて、現在設置されている学校への増設及び伊勢原養護学校への新規設置を強く要望します。

(6) 暴走車両への対策について

平成 19 年度から 3 年間にわたって「神奈川県暴走族追放促進モデル地区」に指定され、暴走族の多数検挙など成果があげられました。しかし、指定が解除されたものの、清川村内を縦貫している県道 64 号は、昼夜を問わず大きな騒音を轟かせて集団走行するオートバイが後を絶たず、県道沿いの住民は大変に迷惑しています。

また、土山峠付近では、深夜（特に雨天時）に猛スピードで暴走運転を繰り返すドリフト族と昼間のオートバイによるローリング族が出没し、一般車両が事故に巻き込まれる危険性は、相変わらず高い状況となっています。

つきましては、住民の安全・安心が図れるよう、上記の暴走車両の取り締まりを強化・継続するよう要望します。

6 水源地域

(1) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有しておりますが、保全と再生に取り組んでまいりましたが、本来の森林としての機能が活用されるためには、経済林として活用されることが必要であり、高齢樹林の更新並びに針葉樹林と広葉樹林の計画的な整備の推進を図るとともに間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制の整備を水源環境保全・再生市町村交付金事業の活用により推進することを要望します。

イ 地域林業形成促進事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的と同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているとともに、費用負担に矛盾（較差）が生じています。地域林業形成促進事業により森林整備を実施している森林所有者に対して水源環境保全・再生市町村交付金事業により所有者負担分を全額助成するよう要望します。

(2) 河川区域内における廃棄物処理対策について

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取り組みが必要不可欠です。しかしながら、河川区域内においては、不法投棄が数多く発生していること、また、町外からの行楽客によるごみの放置などにより、水源環境の悪化が懸念される状況となっています。

愛川町では、従来から、シルバー人材センターへの委託により、河川敷内の不法投棄物や散乱ごみの撤去、巡回パトロールや啓発活動等を実施するなどの対策に取り組んできましたが、その事業費が大きな負担となっている現状です。

こうした事業については、本来、河川管理者が行うべきものであることから、県におかれましては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、不法投棄廃棄物の処理及び河川敷の清掃、河川遊客に対する美化意識（河川の流水が県民の飲料水として利用されていること等）の啓発等について、積極的に取り組まれますよう強く要望します。

なお、平成 22 年度から「不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業市町村補助金」が休止となった結果、市町村の事業費負担が増大している状況にあることから、当該補助金の復活が必要なこと、さらには、それまでの期間にあっては河川管理者において具体的な対応を講じられますよう要望します。

また、河川の環境美化を保全する事業にあっては、水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税分（水源環境税）の使途とされるよう要望します。

(3) 市町村設置型高度処理型合併処理浄化槽整備に係る交付金対象経費等の見直しについて

現在、三保ダム集水域において、水源環境保全・再生市町村交付金等を活用して、高度処理型合併処理浄化槽の整備を推進しており、設置した浄化槽の維持管理費については、年度ごとに1基あたり、年間10万円で5年間分に限り、交付金の対象経費として補助されています。

一般的に当該浄化槽の耐用年数は、約30年と言われており、その間に十分な維持管理を行なわないと、本来の能力が損なわれ、現在の良好な水環境を維持することができなくなる恐れもあります。

県民の飲料水として利用されている、丹沢湖及び酒匂川水系の恒久的な水質保全のためにも、本事業により設置した当該浄化槽の維持管理費については、交付金対象経費とするよう要望します。

また、本事業を推進している整備エリア内には、規模の大きい浄化槽の設置が必要となる、旅館、キャンプ場、公共施設が多数あります。当該浄化槽の補助基準額は、国の「循環型社会形成推進交付金」制度により、定められていますが、10人槽以上については、実情に合っているとは言えず、市町村の負担が発生していることから、今後整備を進めいくことが困難な状況です。

したがいまして、10人槽以上の浄化槽の補助基準額の見直しについて、国に働きかけるよう要望します。併せて51人槽以上の浄化槽の補助基準額の具体的な提示についても要望します。

平成 23 年度

県の施策・予算に関する要望
(地方税制等に関する要望)

神奈川県町村会

平成 23 年度地方税制等に関する要望事項

地方税源の確保と充実を目指し、負担の公平性及び税務事務の合理化を図るため、次のとおり措置を講ずるよう要望します。

1 地方税負担の公平性の確保について

(1) 経済状況悪化の中、国民の低燃費志向のため、軽自動車への需要が増大する情勢下において、現行の軽自動車税に係る標準税率は昭和 59 年度から据置かれている状況にあり、性能面において遜色のない自動車税と比較すると非常に低い率となっている。町村においては貴重な財源である軽自動車税の税率について、地方分権・社会経済事情を考慮した税率に引き上げるよう引き続き国へ要望すること。

また、町村が行っている原動機付自転車等の登録事務及び賦課徴収事務について、省力化の観点から自動車リサイクル法の手法に沿った新規登録時のみの賦課徴収制度に改正するよう要望すること。

(2) 固定資産税に係る非課税等特別措置については、施策目的の達成されたものの早期廃止や縮減が必要である。また、現在優遇されている事業用賃貸建物等の住宅用地の特例措置並びに宗教法人や学校法人をはじめとする特定の者や資産については、租税の公平な負担の観点からも見直していく必要がある。町村の基幹税である固定資産税の確保の見地からも非課税措置の整理・縮減について国へ要望すること。

さらに、JR 東日本・JR 東海等の鉄軌道用地の評価は、現在沿接する土地の価格の約 3 分の 1 程度となっていることについても、評価方法を見直して評価額を引き上げることも併せて要望すること。

(3) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法については、税負担の公平の観点から負担調整措置等が講じられているが、このことは納税者にとって理解しにくいものとなっている。税額計算の簡素化を図り、納税者により一層理解しやすい税額計算の方法を検討されるよう、引き続き国へ働きかけること。

- (4) 旧郵政公社が民営化されたことにより、市町村納付金が廃止され、固定資産税及び都市計画税として納付されることとなったが、地方税法の一部改正により郵便事業(株)及び郵便局(株)所有の固定資産に係る課税については、平成 20 年度から平成 24 年度までの課税標準をその 2 分の 1 とする特例措置が創設された。今後平成 29 年 9 月末までの完全民営化という解釈により特例措置が延長されるのではとの懸念がある。よって、課税の公平の観点から平成 25 年度以降の特例措置について、延長がないよう国へ要望すること。
- (5) 個人住民税の均等割の非課税限度額については、町村の条例で定める金額以下である人については、均等割が課税されないことになっている。この「町村の条例で定める金額」については、地方税法施行令及び同施行規則で生活保護級地区分に応じて定められている一定の率を乗じて得た金額を参照して定めることから、均等割の非課税基準額は、生活保護級地区分に基づき、町村により違いが生じている。同一の県に居住し、同一の所得であるにもかかわらず、住んでいる町村の生活保護級地区分に応じ、個人住民税が課せられる、課せれないという不公平が生じている。県民税の負担の公平性という観点からも問題がありますので、非課税限度額について全国の町村が同一となるように地方税法の改正等も含め、国へ要望すること。(1 級地で収入金額 100 万円以下が非課税、3 級地で 93 万円以下が非課税である。)
- (6) 還付加算金については、市中金利と比較すると非常に高利で、社会経済情勢とそぐわないため、社会情勢を反映した利率に引き下げるよう国へ要望すること。
- (7) 所得税と異なり、個人住民税は翌年課税となっている。そのため、所得の発生年とそれに係る所得割にズレが生じており、負担能力に合致しているとは思えない。特に昨今の経済状態では、雇用の不安定もあり、徴収の面でも苦労しているところである。よって、所得税と同様に現年課税とするよう国へ要望すること。

(8) 国有資産等所在市町村交付金法第8条において、同条で定める「著しく異なると認めた場合」の解釈について「交付金の客体となる国有地の台帳価格が比準額の2倍以上である場合」とされている。このため、いくつかの地方公共団体においては、これを準用し、固定資産所在の市町村の算出する比準額の二分の一になるよう交付金額を算出しており、修正通知を出す根拠がないが、本法の趣旨からは比準額と同等の金額が交付されることが適切であると読み取れる。

のことから、固定資産所在市町村の算出する比準額と同等の金額が交付されるよう國へ要望すること。

2 税務事務に係る支援について

(1) 家屋評価は、専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっている。特に、複雑な非木造家屋の評点基準表については、より一層の整理合理化を行い、より簡素化することを引き続き国へ要望すること。

また、個人情報保護法の制定により、住民のプライバシーに関する意識が高まってきており、町村が行う評価事務に支障をきたす場面もある。そこで、家屋の評価が所有者の負担とならないような簡便な取得価格方式や平米単価方式などの導入について検討するよう国へ要望すること。

(2) 不動産登記法第47条に建物の表題登記の申請について及び同法第164条に過料についてが規定されているものの、家屋の未登記が多く見受けられ、町村における固定資産税の賦課に苦慮しているところであり、国において建物の表題登記をするよう指導等の徹底を国へ要望すること。

(3) 国の制度改正等による個人住民税の電算システム改修は、膨大な経費を要し、その経費のほとんどは各町村の負担になっており、厳しい財政状況の中でその対応に苦慮している。国や県の助成措置もあるが、その額は決して充分とはいはず、制度改正の内容によっては多大な経費が生じ、町村には過重な負担となっていることから、更なる適正な財政措置がなされるよう引き続き国へ要望すること。

また、システム改修に伴い、恒久的に発生する、情報伝達に要する費用に関しても財政措置を講ずるよう国へ要望すること。

(4) 制度改正に伴うシステム改修費は、徴収取扱費に算定上含まれているとのことだが、納税者数に比例して経費がかかるわけでもなく、改正内容によっては膨大な経費になる場合もあり、その経費は町村の財政運営の大きな圧迫要因となっている。個人住民税の4割は県民税であることを踏まえ、町村のシステム改修費や年金の特別徴収導入に伴う、(社)地方税電子化協議会に対する事務運営費やシステム運用関係費・ASP費用等は恒久的に発生するものであり、県が適正かつ応分の負担をする施策を早急に検討し実施することを要望する。

3 地方税徵収対策の強化について

(1) 地方税の徵収率向上は、税務行政の信頼性、税の公平、更には税源移譲に伴い地方税の重要性が増す中で税収入を確実にするため緊急かつ重要な課題である。広域整理機構は、専門的知識・経験を有する組織による運営により、不動産の差し押さえ・換価をはじめ、効率的な滞納整理業務を行うことが可能となる。よって、地方税務行政の充実のため機構の設立を要望する。